

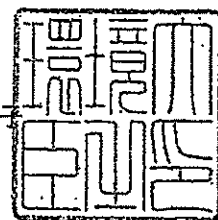
諮問 第 17 号

環水企 第 169 号

平成13年 9 月 25 日

中央環境審議会会長

森 脇 昭 夫 殿

環 境 大 臣
川 口 順 子水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の
水域類型の指定の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）別表2（生活環境の保全に関する環境基準）の1に係る水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」に基づき、各公共用水域につき、利用目的等に応じ、環境大臣又は都道府県知事が水域類型の指定を行うこととされており、昭和45年度から多くの水域について指定が行われた。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされており、平成9年5月14日に貴審議会に諮問し、これまで答申のあった中川下流等6河川水域及び小河内ダム貯水池等6湖沼水域について水域類型を見直したところである。

政府が水域類型の指定を行うこととされている水域については、これらの水域以外にも水質や利水目的の変化等が認められる水域が存在することから、必要な水域について引き続き水域類型の見直しを行っていく必要がある。

そこで、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。



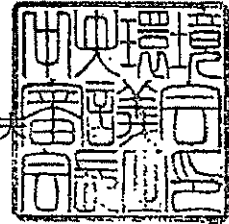
中環審第28号
平成13年9月26日

中央環境審議会水環境部会

部会長 村岡浩爾 殿

中央環境審議会

会長 森 篤 昭 夫



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の
指定の見直しについて（付議）

平成13年9月25日付け環水企第169号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。